



【資料11】

パートナーシップによる価値創造のための
転嫁円滑化施策パッケージについて

パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化会議(2021年12月27日)

(出席者)

○閣僚等:総理大臣、新しい資本主義担当大臣、
国土交通大臣ほか関係閣僚、公正取引委員会委
員長

○経済団体:日本経済団体連合会会長、経済同友
会代表幹事、日本商工会議所会頭、全国商工会連
合会会長、全国中小企業団体中央会会長

○事業者団体:**全日本トラック協会会長**、日本建設
業連合会会長ほか

(食品産業センター、情報サービス産業協会、全国
警備業協会、電子情報技術産業協会、日本印刷産
業連合会、日本化学工業協会、日本金型工業会、
日本建材・住宅設備産業協会、日本航空宇宙工業
会、日本広告業協会、日本産業機械工業会、日本
自動車工業会、日本自動車部品工業会、日本スー
パーマーケット協会、日本製紙連合会、日本繊維産
業連盟、日本鋳造協会、日本鉄鋼連盟、日本動画
協会、日本フランチャイズチェーン協会)



貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

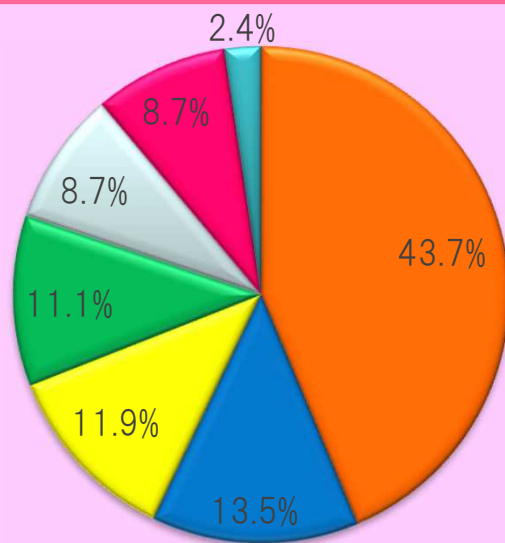
要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 適正取引
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象

「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要 請	2
働きかけ	74

※令和5年1月30日現在

○ 「要請」日時 ～令和4年11月（「働きかけ」日時～令和4年10月）

○ 荷主種別 ～運送業（元請）

○ 違反原因行為 ～「過積載運行の指示」

○ 相談者からの申告内容

（申告内容）～関東運輸局管内

- 軽貨物車による飲料水配送において、委託を受けている荷量を運ぶために過積載となっていることを相談したが、対応してもらえない。（この他、複数の違反原因行為にかかる情報あり）
 - ～ 令和4年10月、「働きかけ」を実施
 - ～ 申告内容の事実確認とともに、改善計画の作成に着手

（追加申告内容）～近畿運輸局管内

- 過積載とわかっていながらトラックに荷物を積むように強要してくる。過積載である旨を忠告しても聞いてもらえない。
 - ～ 令和4年11月、「要請」を実施
 - 申告内容の事実確認とともに、当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化について着手

○違反原因行為：長時間の荷待ち

(運送事業者・元請) ～中部運輸局管内 〈R4,8月〉

《相談者からの申告内容》

- 日曜祭日以外は、3時間以上待たされる。夕方18時に到着して荷卸しは早くて21時。
- 荷卸しの受付をして、毎回6～8時間待たされる。2件目の卸し時間に間に合わせるために途中休憩が取れない。

～ これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を元請側が実施。

- 専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定(17:00の定着化)の対策を実施した結果、平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(概要)

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。
- 中小企業等が賃上げの原資を確保するため、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、政府一体的な転嫁対策に取り組む。

<価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化>

①価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

- ・関係省庁からの情報提供や要請、違反行為を行っている疑いのある親事業者に関する情報を提供できるHPの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、情報提供を受け付けする。来年6月までに報告書を取りまとめ、公表する。法違反が多く認められる業種は、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
- ・公正取引委員会、中小企業庁は、転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて立入調査を行う。

②独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）

- ・下請代金法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を取引価格に反映しない取引は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを明確化し、周知徹底する。
- ・これまでは荷主と物流事業者との取引を調査していたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を実施（「買ったたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供等を踏まえて選定）。調査結果を取りまとめ、公表する。また、転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。関係する事業者に対して、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

③下請代金法の執行強化（公正取引委員会・中小企業庁）

- ・労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化する。
- ・親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で改善報告書の提出を求める。

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するための「**パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ**」（令和3年12月公表）に基づき、公正取引委員会は、下請法の運用基準を改正し、下請法上の**買ったとき**に該当するものとして以下の取引を追加（令和4年1月措置）。また、以下の取引が独占禁止法上の**優越的地位の濫用**に該当するおそれがあることを明確化するため、ウェブサイトに掲載の「よくある質問コーナー（独禁法 Q & A）」を更新（令和4年2月措置）。

▼「買ったとき」「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある取引（下請法の運用基準、独禁法 Q & A）

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

■ 法遵守状況の自主点検結果の公表（令和4年12月14日）

法違反が多く認められる**19業種**の事業者団体によって傘下企業に対する自主点検を実施したところ、**転嫁拒否行為に係る認識**の設問については、一部の業種において、19業種平均と比べて従来どおりの取引価格に据え置いた割合が高いとの傾向がみられ、特に「**道路貨物運送業**」は以下の設問において、その**割合が19業種平均の2倍以上高い**業種であると公表された。

▼公表結果（抜粋）

- ① 明示的に協議せず、取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（13.8%）と比べて高い業種例
道路貨物運送業（32.8%）、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業
- ② 価格転嫁をしない理由を文書等で回答せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（6.0%）と比べて高い業種例
道路貨物運送業（15.2%）

■ 独禁法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果の公表（令和4年12月27日）
 コスト上昇分の転嫁拒否が疑われる事案の発生が見込まれる22業種を選定し、緊急調査を実施。

(1) 受注者側書面調査 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について調査したところ、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。

(2) 発注者側書面調査 受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について調査。

(3) 個別調査 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査を306件実施。また、令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、このうち当該発注者の名前を挙げた受注者の数、過去の下請法違反歴の有無、受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含めたより詳細な個別調査を実施。



■ 事業者名の公表（令和4年12月27日）

上記の個別調査の結果、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者であって、かつ、多数の取引の相手方に対して独禁法Q & Aの①に該当する行為が確認された事業者については、独禁法第43条に基づき事業者名を公表（公表された13社の中には「道路貨物運送業」を経営している企業もあり）。

▼なお、今回の事業者名の公表は、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を図るため実施したものであり、独禁法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではない。

【参考】独禁法第43条

公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。